

伊賀市告示第 255 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 1 項の規定により、次のとおり規約を定め、共同して、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会を設置したので、同条第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 1 日

伊賀市長 稲森 淳尚

記

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会の共同設置規約

（共同設置）

第 1 条 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）は、構成市町村が共同で検討を進めるごみ処理広域化に係る施設（以下「施設」という。）の整備に要する適地を選定するに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 1 項の規定により、同法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として、共同してこの委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の名称）

第 2 条 委員会の名称は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会とする。

（委員会の執務場所）

第 3 条 委員会の執務場所は、三重県伊賀市治田 3547 番地 13 伊賀市さくらリサイクルセンター内とする。

（委員会の所掌事務）

第 4 条 委員会は、構成市町村の長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、その結果を構成市町村の長に答申する。

（1）構成市町村における施設の整備に要する適地選定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、構成市町村における施設の整備に要する適地選定に関し構成市町村の長が必要と認めること。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第6条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、構成市町村の長が協議して定める候補者について、伊賀市長がこれを選任する。

2 委員は、非常勤とする。

3 伊賀市長は、委員に欠員が生じたときは、7 日以内にその旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知するとともに、第 1 項の規定の例により補欠の委員を選任するものとする。

4 伊賀市長は、委員を解職する場合又はその退職について承認を与える場合においては、あらかじめ名張市長、笠置町長及び南山城村長と協議しなければならない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、第 4 条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第8条 委員会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長を定めていない場合にあっては、会議は、伊賀市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

5 会議は、非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その

説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 11 条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の事務を補助する職員)

第 12 条 委員会の事務を補助する職員は、構成市町村の職員をもって充て、職員の定数及び当該定数の構成市町村間の配分については、構成市町村の長が協議により定める。

(歳入歳出予算)

第 13 条 委員会に要する経費は、伊賀市の一般会計の歳入歳出予算に計上し、伊賀市長が当該歳入歳出予算を執行する。

(負担金)

第 14 条 委員会に要する経費に関する構成市町村の負担金の額は、構成市町村の長の協議により定める。

- 2 名張市、笠置町及び南山城村は、前項の負担金を、伊賀市に納付しなければならない。
- 3 前項の規定による負担金の納付の時期については、構成市町村の長の協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第 15 条 前条の規定にかかわらず、構成市町村のうち特定の市町村が専ら当該市町村のために委員会をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該市町村は、前条第 1 項に規定する負担金とは別に、これに要する経費を当該市町村の予算に計上して支出するようにしなければならない。

(委員会の事務の管理及び執行に関する条例等)

第 16 条 委員会の事務の管理及び執行に関する条例等（条例、規則その他の規程をいう。以下同じ。）については、構成市町村は、これを相互に調整するよう努めなければならない。

(委員の身分の取扱いに関する条例等)

第 17 条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法（以下「委員の報酬等」という。）は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等の定めるところによる。

- 2 伊賀市は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ名張市、笠置町及び南山城村と協議しなければならない。

3 伊賀市長は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等が制定され、又は改廃されたときは、その旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知しなければならない。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、委員会の担任する事務に関し必要な事項は、構成市町村の長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年10月1日から施行する。

伊賀市告示第 257 号

伊賀市公正入札調査委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 10 月 23 日

伊賀市長 稲森 稔尚

伊賀市公正入札調査委員会設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市公正入札調査委員会設置要綱（平成 16 年伊賀市告示第 95 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 3 条第 3 項中「参与、企画振興部長」を「未来政策部長、地域力創造部長」に改め、「財務部長」の次に「、地域連携部長」を加え、「産業振興部長」を「産業農林部長」に、「上野総合市民病院副院長（事務部門）、水道部長、教育委員会事務局教育次長、」を「上下水道部長、教育委員会事務局長」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 10 月 23 日から施行する。